

資料

第一号様式（第12条関係）

資金収支計算書
年 月 日 から 年 月 日 まで

(単位：円)

収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等補助金収入	授業料収入			
	入学金収入			
	実験実習費収入			
	施設整備費収入			
	基本保育料収入			
	特定保育料収入			
	(何)			
	手数料収入			
	入学金検定料収入			
	試験料収入			
	説明手数料収入			
	入園受入準備費収入			
	(何)			
	寄付金収入			
	特別寄付金収入			
	仮寄付金収入			
補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
施設整備交付費収入				
(何)				
資産売却収入				
施設売却収入				
設備売却収入				
有価証券売却収入				
(何)				
付随事業・収益事業収入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				
(何)				
受取利息・配当金収入				
第3号基本金引当特定資産運用収入				
その他の受取利息・配当金収入				
雑収入				
施設整備利用料収入				
廃品売却収入				
(何)				
借入金等収入				
長期借入金収入				
短期借入金収入				
学校債収入				
前受金収入				
授業料前受金収入				
入学金前受金収入				
実験実習料前受金収入				
施設整備費前受金収入				
(何)				
その他の収入				
第2号基本金引当特定資産取崩収入				
第3号基本金引当特定資産取崩収入				
(何) 引当特定資産取崩収入				
前期末去入収入				
貸付金回収収入				
預り金受入収入				
(何)				
資金収入調整勘定				
前期末収金				
前期末前払金				
(何)				
前年度繰越支払資金				
収入の部合計				

支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	人件費支出			
	職員人件費支出			
	職員給与支出			
	退職金支出			
	(何)			
	教育研究経費支出			
	消耗品費支出			
	光熱水費支出			
	旅費交通費支出			
	奨学費支出			
	(何)			
	管理経費支出			
	消耗品費支出			
	光熱水費支出			
	旅費交通費支出			
	(何)			
借入金等利息支出				
借入金利息支出				
学校債利息支出				
借入金等返済支出				
借入金返済支出				
学校債返済支出				
施設関係支出				
土地支出				
建物支出				
構築物支出				
建設仮勘定支出				
(何)				
設備関係支出				
教育研究用機器備品支出				
管理用機器備品支出				
図書支出				
車両支出				
ソフウェア支出				
(何)				
資産運用支出				
有価証券購入支出				
第2号基本金引当特定資産購入支出				
第3号基本金引当特定資産購入支出				
(何) 引当特定資産購入支出				
収益事業元入金支出				
(何)				
その他支出				
貸付金支払支出				
手形償還支払支出				
前期末共済金支払支出				
前期末預り金支払支出				
前払金支払支出				
(何)				
予備費				
資金支出調整勘定				
前期末払金				
前期末前払金				
(何)				
翌年度繰越支払資金				
支出の部合計				

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合は、当該科目を借増する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を貸増している場合は、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 この表の欄の予備費の項の() 外には、予備費の取崩を記載し、() 外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その取崩科目及びその金額を注記する。

第五号様式(第23条関係)

事業活動収支計算書

年 月 日 から 年 月 日 まで

		(単位:円)	
科目	予算	決算	差異
事業活動収入の部			
学生生徒等納付金			
授業料			
入学料			
入学金			
美術美習費			
施設設備資金			
基本体育料			
特定体育料			
手数料			
入学金検定料			
試験料			
証明手数料			
入園受入準備費			
寄付金			
特別寄付金			
一般寄付金			
現物寄付金			
経常寄附補助金			
地方公共団体補助金			
施設整備給付費			
(何)			
付随事業収入			
施設整備利用収入			
補助事業収入			
受託事業収入			
受託収入			
(何)			
雑収入			
施設整備利用料			
廃品売却収入			
(何)			
教育活動収入計			
人件費			
教員人件費			
職員人件費			
役員報酬			
退職給付引当金繰入額			
退職金			
(何)			
教育研究経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
庶務費			
減価償却費			
(何)			
管理経費			
消耗品費			
光熱水費			
旅費交通費			
減価償却費			
(何)			
徴収不能額等			
徴収不能額			
徴収不能額			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
科目	予算	決算	差異
受取利息・配当金			
第2号基金当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金			
その他の教育活動外収入			
収益事業収入			
(何)			
教育活動外収入計			

科目	予算	決算	差異
借入金等利息			
借入金利息			
学校債利息			
その他の教育活動外支出			
(何)			
教育活動外支出計			
教育活動収支差額			
科目	予算	決算	差異
資産売却差額			
(何)			
その他の特別収入			
施設整備寄付金			
現物寄付金			
施設整備補助金			
過年度修正額			
(何)			
特別収入計			
資産処分差額			
(何)			
その他の特別支出			
災害損失			
過年度修正額			
(何)			
特別支出計			
特別収支差額			
()			
(予備費)			
基本金組入前年度収支差額			
基本金組入額合計			
当年度収支差額			
前年度繰越収支差額			
基本金取崩額			
翌年度繰越収支差額			

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を掲げている場合には、その科目を省略する様式によるものとする。
 3 算の欄の予備費の項の() 外には、予備費の取崩額を記載し、() 外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その取崩科目及びその金額を注記する。

A園拠点区分 貸借対照表
令和 年 月 日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金			
事業未収金				その他の未払金			
未収金				役員等短期借入金			
未収補助金				1年以内返済予定設備資金借入金			
未収収益				1年以内返済予定長期運営資金借入金			
貯蔵品				1年以内返済予定リース債務			
立替金				1年以内支払予定長期未払金			
前払金				未払費用			
前払費用				預り金			
拠点区分間貸付金				職員預り金			
仮払金				前受金			
その他の流動資産				前受収益			
				拠点区分間借入金			
				仮受金			
				賞与引当金			
				その他の流動負債			
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				リース債務			
定期預金				役員等長期借入金			
その他の固定資産				退職給付引当金			
土地				長期未払金			
建物				その他の固定負債			
構築物							
機械及び装置				負債の部合計			
車輛運搬具							
器具及び備品				純資産の部			
建設仮勘定				基本金			
有形リース資産				国庫補助金等特別積立金			
権利				その他の積立金			
ソフトウェア				人件費積立金			
無形リース資産				修繕積立金			
退職給付引当資産				備品等購入積立金			
保育所繰越積立資産				保育所施設・設備整備積立金			
保育所施設・設備整備積立資産				次期繰越活動増減差額			
長期前払費用				(うち当期活動増減差額)			
その他の固定資産							
				純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

第七号様式（第 35 条関係）

貸借対照表
年 月 日

（単位：円）

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	差 異
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	差 異
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	差 異
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

注記 重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額

翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

計算書類に対する注記（法人全体用）

該当しない
とき

記載不要

1. 継続事業の前提に関する注記

.....

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金.....
 - ・賞与引当金.....

該当なし

3. 重要な会計方針の変更

.....

記載不要

4. 法人で採用する退職給付制度

.....

該当なし

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- 当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

該当なし

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア A里拠点（社会福祉事業）
「介護老人福祉施設A里」
「短期入所生活介護〇〇」
「居宅介護支援〇〇」
「本部」
- イ B園拠点（社会福祉事業）
「保育所B園」
- ウ Cの家拠点（社会福祉事業）
「児童養護施設Cの家」
「子育て短期支援事業〇〇」
- エ D苑拠点（公益事業）
「有料老人ホームD苑」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
定期預金				
投資有価証券				
合計				

該当なし

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び国庫補助金等特別積立金***円を取り崩した。

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	〇〇〇 円
建物（基本財産）	〇〇〇 円
計	〇〇〇 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	〇〇〇 円
計	〇〇〇 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）			
建 物			
構 築 物			
.....			
合 計			

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債 権 額	徴収不能引当金の当期末残高	債 権 の 当 期 末 残 高
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評 価 損 益
第〇回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★社 期限前償還条件付社債			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

（単位：円）

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上の 関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

.....

13. 重要な偶発債務

.....

14. 重要な後発事象

.....

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

.....

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに

資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

.....

該当なし

記載不要

記載不要

該当なし

該当なし

該当なし

該当なし

該当なし

該当なし

計算書類に対する注記（A里拠点区分用）

該当しない
とき

該当なし

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－・・・・・・・・
 - ・賞与引当金－・・・・・・・・

2. 重要な会計方針の変更

・・・・・・・・

記載不要

3. 採用する退職給付制度

・・・・・・・・

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) A里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 介護老人福祉施設A里
 - イ 短期入所生活介護〇〇
 - ウ 居宅介護支援〇〇
 - エ 本部
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

該当なし

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
定期預金				
投資有価証券				
合計				

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び国庫補助金等特別積立金***円を取り崩した。

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	〇〇〇円
建物（基本財産）	〇〇〇円
計	〇〇〇円

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	〇〇〇円
設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)(C拠点)	〇〇〇円
計	〇〇〇円

※C拠点では「7. 担保に供している資産」は「該当なし」と記載。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取 得 価 額	減価償却累計額	当 期 末 残 高
建物(基本財産)			
建 物			
構 築 物			
.....			
合 計			

記載不要

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債 権 額	徴収不能引当金の当期末残高	債 権 の 当 期 末 残 高
合 計			

記載不要

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種 類 及 び 銘 柄	帳 簿 価 額	時 価	評 価 損 益
第○回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★★社 期限前償還条件付社債			
合 計			

該当なし

11. 重要な後発事象

.....

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに

資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

.....

該当なし

保育所102施設の平均値

第一号第四様式

拠点区分資金収支計算書

(自) 令和2年4月1日 (至) 令和3年3月31日

(単位: 千円)

		勘定科目	決算額
事業活動による収支	収入	保育事業収入	125,925
		委託費収入	111,371
		利用者等利用料収入	2,262
		私的契約利用料収入	
		その他の事業収入	12,292
		借入金利息補助金収入	9
		経常経費寄附金収入	31
		受取利息配当金収入	24
		その他の収入	1,990
		事業活動収入計(1)	127,980
事業活動による収支	支出	人件費支出	93,776
		事業費支出	14,109
		事務費支出	7,456
		(うち福利厚生費支出)	582
		(うち業務委託費支出)	2,214
		支払利息支出	85
		その他の支出	1,213
事業活動支出計(2)	116,640		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			11,340
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	2,484
		施設整備等寄附金収入	284
		設備資金借入金収入	3,000
		固定資産売却収入	1,150
		その他の施設整備等による収入	0
	施設整備等収入計(4)	6,919	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	965
		固定資産取得支出	11,566
		固定資産除却・廃棄支出	25
		ファイナンス・リース債務の返済支出	197
その他の施設整備等による支出		0	
施設整備等支出計(5)	12,753		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			▲ 5,834
その他の活動による収支	収入	役員等長期借入金収入	20
		積立資産取崩収入	3,950
		(うち退職給付引当資産取崩収入)	509
		(うち施設整備他の積立資産取崩収入)	3,441
		拠点区分間長期借入金収入	
		拠点区分間長期貸付金回収収入	
		事業区分・拠点区分・サービス区分間繰入金収入	1,335
	その他の活動による収入	141	
	その他の活動収入計(7)	5,447	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出	12
投資有価証券取得支出		18	
積立資産支出		7,562	
(うち退職給付引当資産支出)	919		
(うち施設整備他の積立資産支出)	6,386		
(うちその他の積立資産支出)	257		
拠点区分間長期貸付金支出			
拠点区分間長期借入金返済支出			
事業区分・拠点区分・サービス区分間繰入金支出	2,680		
その他の活動による支出	81		
その他の活動支出計(8)	10,353		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			▲ 4,907
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)			599

前期末支払資金残高(12)	26,588
当期末支払資金残高(11)+(12)	27,187

※端数処理の都合上、合計が合わないところがある。

※資金収支計算書・事業活動計算書上の処理科目の不整合は、元のデータに基づく。

※「0」は、数値が存在するが1千円に満たない科目である。

人件費支出率	74.5%
事業費支出率	11.2%
事務費支出率	5.9%

(以上、対「保育事業収入」率)

認定こども園56施設の平均値

第一号第四様式

拠点区分資金収支計算書

(自) 令和2年4月1日 (至) 令和3年3月31日

(単位: 千円)

		勘定科目	決算額
事業活動による収支	収入	保育事業収入	151,390
		施設型・地域型保育給付費収入	132,698
		利用者等利用料収入	4,572
		私的契約利用料収入	
		その他の事業収入	14,120
		借入金利息補助金収入	9
		経常経費寄附金収入	104
		受取利息配当金収入	20
		その他の収入	2,148
		事業活動収入計(1)	153,672
事業活動による収支	支出	人件費支出	106,922
		事業費支出	14,971
		事務費支出	11,043
		(うち福利厚生費支出)	599
		(うち業務委託費支出)	3,059
		支払利息支出	124
		その他の支出	1,201
事業活動支出計(2)	134,261		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			19,411
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	5,663
		施設整備等寄附金収入	11
		設備資金借入金収入	7,673
		固定資産売却収入	2,573
		その他の施設整備等による収入	3
	施設整備等収入計(4)	15,922	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	1,093
		固定資産取得支出	21,122
		固定資産除却・廃棄支出	415
		ファイナンス・リース債務の返済支出	221
その他の施設整備等による支出		102	
施設整備等支出計(5)	22,953		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			▲ 7,031
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金収入	9
		積立資産取崩収入	2,657
		(うち退職給付引当資産取崩収入)	393
		(うち施設整備他の積立資産取崩収入)	2,263
		拠点区分間長期借入金収入	521
		拠点区分間長期貸付金回収収入	579
		事業区分・拠点区分・サービス区分間繰入金収入	900
	その他の活動による収入	92	
	その他の活動収入計(7)	4,757	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出	273
投資有価証券取得支出		13	
積立資産支出		11,148	
(うち退職給付引当資産支出)	1,123		
(うち施設整備他の積立資産支出)	9,844		
(うちその他の積立資産支出)	181		
拠点区分間長期貸付金支出	379		
拠点区分間長期借入金返済支出	769		
事業区分・拠点区分・サービス区分間繰入金支出	2,113		
その他の活動による支出	91		
その他の活動支出計(8)	14,786		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			▲ 10,030
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)			2,351

前期末支払資金残高(12)	32,637
当期末支払資金残高(11)+(12)	34,988

人件費支出率	70.6%
事業費支出率	9.9%
事務費支出率	7.3%

(以上、対「保育事業収入」率)

保育所102施設・認定こども園56施設（合計158施設）の平均値

第一号第四様式

第二号第四様式

拠点区分資金収支計算書

(自) 令和2年4月1日 (至) 令和3年3月31日
(単位：千円)

勘定科目		決算額
事業活動による収支	収入	
	保育事業収入	134,951
	借入金利息補助金収入	9
	経常経費寄附金収入	57
	受取利息配当金収入	23
	その他の収入	2,046
	事業活動収入計(1)	137,086
	支出	
	人件費支出	98,436
	事業費支出	14,414
事務費支出	8,727	
(うち福利厚生費支出)	588	
(うち業務委託費支出)	2,514	
支払利息支出	99	
その他の支出	1,209	
事業活動支出計(2)	122,885	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	14,201	
施設整備等による収支	収入	
	施設整備等補助金収入	3,611
	施設整備等寄附金収入	187
	設備資金借入金収入	4,656
	固定資産売却収入	1,654
	その他の施設整備等による収入	1
	施設整備等収入計(4)	10,110
	支出	
	設備資金借入金元金償還支出	1,010
	固定資産取得支出	14,953
固定資産除却・廃棄支出	163	
ファイナンス・リース債務の返済支出	205	
その他の施設整備等による支出	36	
施設整備等支出計(5)	16,368	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	▲ 6,258	
その他の活動による収支	収入	
	長期運営資金借入金収入(役員等含む)	16
	積立資産取崩収入	3,492
	(うち退職給付引当資産取崩収入)	468
	(うち施設整備他の積立資産取崩収入)	3,023
	区分間取引による収入	1,571
	その他の活動による収入	124
	その他の活動収入計(7)	5,202
	支出	
	長期運営資金借入金元金償還支出	104
投資有価証券取得支出	16	
積立資産支出	8,833	
(うち退職給付引当資産支出)	992	
(うち施設整備他の積立資産支出)	7,612	
(うちその他の積立資産支出)	230	
区分間取引による支出	2,886	
その他の活動による支出	85	
その他の活動支出計(8)	11,925	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	▲ 6,722	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)	1,220	

前期末支払資金残高(12)	28,732
当期末支払資金残高(11)+(12)	29,952

※端数処理の都合上、合計が合わないところがある。

※資金収支計算書・事業活動計算書上の処理科目の不整合は、元のデータに基づく。

※「0」は、数値が存在するが1千円に満たない科目である。

人件費支出率	72.9%
事業費支出率	10.7%
事務費支出率	6.5%

拠点区分事業活動計算書

(自) 令和2年4月1日 (至) 令和3年3月31日
(単位：千円)

勘定科目		決算額
サービス活動増減の部	収益	
	保育事業収益	134,951
	経常経費寄附金収益	57
	その他の収益	127
	サービス活動収益計(1)	135,135
	費用	
	人件費	98,813
	事業費	14,388
	事務費	8,775
	(うち福利厚生費)	588
(うち業務委託費)	2,514	
減価償却費	9,532	
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 3,983	
徴収不能引当金繰入	0	
その他の費用	25	
サービス活動費用計(2)	127,550	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	7,585	
サービス活動外増減の部	収益	
	借入金利息補助金収益	9
	受取利息配当金収益	23
	投資有価証券評価益	7
	その他のサービス活動外収益	2,042
	サービス活動外収益計(4)	2,081
	費用	
	支払利息	99
	その他のサービス活動外費用	1,387
	サービス活動外費用計(5)	1,485
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	595	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	8,180	
特別増減の部	収益	
	施設整備等補助金収益	3,611
	施設整備等寄附金収益	191
	固定資産受贈額	5
	固定資産売却益	7
	区分間取引による収益	1,643
	その他の特別収益	222
	特別収益計(8)	5,679
	費用	
	固定資産売却損・処分損	238
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	▲ 64	
国庫補助金等特別積立金積立額	3,585	
区分間取引による費用	2,934	
その他の特別損失	59	
特別費用計(9)	6,753	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	▲ 1,074	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	7,107	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	63,404
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	70,511
	基本金取崩額(14)	
	その他の積立金取崩額(15)	3,023
	その他の積立金積立額(16)	7,839
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	65,695	

(以上、対「保育事業収入」率)

拠点区分貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	36,345	流動負債	11,843
現金預金	26,825	短期運営資金借入金	2
有価証券	0	事業未払金	4,657
事業未収金	5,148	その他の未払金	302
未収金	238	役員等短期借入金	19
未収補助金	3,589	1年以内返済予定設備資金借入金	946
未収収益	1	1年以内返済予定長期運営資金借入金	36
貯蔵品	8	1年以内返済予定リース債務	127
その他棚卸資産	0	1年以内返済予定役員等長期借入金	8
立替金	13	1年以内支払予定長期未払金	36
前払金	48	未払費用	196
前払費用	109	預り金	105
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	6	職員預り金	707
短期貸付金	2	前受金	153
事業区分間・拠点区分間貸付金	328	事業区分間・拠点区分間借入金	237
仮払金	11	仮受金	8
その他の流動資産	20	賞与引当金	4,303
徴収不能引当金	▲0	その他の流動負債	0
固定資産	220,331	固定負債	23,231
基本財産	129,473	設備資金借入金	13,809
土地	16,114	長期運営資金借入金	144
建物	113,112	リース債務	521
定期預金	247	役員等長期借入金	347
その他の固定資産	90,858	拠点区分間長期借入金	251
土地	1,113	退職給付引当金・役員退職慰労引当金	8,098
建物	3,085	長期未払金	26
構築物	11,597	その他の固定負債	33
機械及び装置	238	負債の部合計	35,074
車両運搬具	736	純資産の部	
器具及び備品	2,379	基本金	26,942
建設仮勘定	815	国庫補助金等特別積立金	67,586
有形リース資産	680	その他の積立金	61,381
権利	58	次期繰越活動増減差額	65,695
ソフトウェア	130	(うち当期活動増減差額)	7,107
無形リース資産	32		
投資有価証券	212		
拠点区分間長期貸付金	275		
退職給付引当資産	7,714		
施設整備などの積立資産	61,381		
差入保証金	25		
長期前払費用	63		
その他の固定資産	323		
資産の部合計	256,676	純資産の部合計	221,602
		負債及び純資産の部合計	256,676

※減価償却累計額の表示方法が法人ごとに異なるため、その他の固定資産の減価償却累計額を間接法で示しているものは、やむを得ず器具及び備品に集約した。

収支の状況

(単位：千円)

年度 施設種別 対象施設数	H29			R 2			備考
	保育所	認定こども園	全	保育所	認定こども園	全	
		122	34	156	102	56	
事業収入	122,978	147,586	128,341	125,925	151,390	134,951	
退職給付引当資産取崩収入	436	498	449	509	393	468	
収入合計	123,413	148,084	128,790	126,435	151,783	135,419	
人件費支出	87,879	99,202	90,347	93,776	106,922	98,436	
事業費支出	14,631	15,803	14,886	14,109	14,971	14,414	
事務費支出	7,924	9,779	8,328	7,456	11,043	8,727	
退職給付引当資産支出	812	1,044	863	919	1,123	992	
支出合計	111,246	125,829	114,424	116,261	134,059	122,569	
収支差額①	12,167	22,255	14,366	10,174	17,724	12,850	
マイナスの施設数	14	1	15	21	3	24	
施設整備施設を除外した施設数	115	31	146	96	53	149	
施設整備関係収入	428	62	350	769	719	751	施設整備施設を除く
設備資金借入金元金償還支出	1,105	692	1,015	965	1,093	1,010	
支払利息支出	89	76	86	85	124	99	
固定資産取得費支出	5,024	4,936	5,006	3,996	5,990	4,705	施設整備施設を除く
ファイナンス・リース債務の返済支出	167	94	151	197	221	205	
支出合計	6,385	5,797	6,257	5,243	7,427	6,020	
収支差額②	-5,957	-5,734	-5,907	-4,475	-6,708	-5,269	収支差額②の平均とは異なる
収支差額①+②	6,210	16,521	8,459	5,699	11,016	7,581	
マイナスの施設数	30	1	31	31	10	41	施設整備施設を除く
当期資金収支差額合計	2,050	3,527	2,372	599	2,351	1,220	
マイナスの施設数	35	4	39	44	12	56	

資金留保の状況

(単位：千円)

年度 施設種別 対象施設数	H29			R 2			備考
	保育所	認定こども園	全	保育所	認定こども園	全	
	122	34	156	102	56	158	
当期末支払資金残高	25,915	30,020	26,809	27,187	34,988	29,952	
積立資産残高	55,532	47,116	53,698	62,958	58,506	61,381	
資金合計	81,447	77,136	80,507	90,146	93,494	91,333	

減価償却の状況

(単位：千円)

※施設整備を行った施設・情報のない施設を除外している

年度 施設種別 対象施設数	H29			R 2			備考
	保育所	認定こども園	全	保育所	認定こども園	全	
					73	50	
建物(基本財産)減価償却累計額				81,434	87,688	83,976	
有形固定資産(建物以外)減価償却累計額				39,715	37,535	38,829	
減価償却費累計額合計				121,148	125,223	122,805	
減価償却累計額の4割(P/L推定)				48,459	50,089	49,122	
人件費・事業費・事務費支出の3か月分				29,007	32,960	30,614	
必要ストック額				77,466	83,050	79,736	
過不足額				12,679	10,445	11,597	
マイナスの施設数				38	24	62	

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

① 地域区分	② 定員区分	③ 認定区分	④ 年齢区分	⑤ 基本分単価		⑥ 処遇改善等加算 I		⑦ 副園長・教頭配置加算		⑧ 学級編制調整加配加算 ※1号・2号の利用定員の合計が 36人以上300人以下の場合に加算	
				(注)	(注)	処遇改善等 加算 I	処遇改善等 加算 I				
その他 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	75,530	(82,310)	730	(800) ×加算率	6,360	60 ×加算率	27,130	270 ×加算率
			3歳児	82,310		800	×加算率				
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	47,030	(53,810)	450	(520) ×加算率	3,820	30 ×加算率	16,280	160 ×加算率
			3歳児	53,810		520	×加算率				
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	36,780	(43,560)	350	(410) ×加算率	2,720	20 ×加算率	11,630	110 ×加算率
			3歳児	43,560		410	×加算率				
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	32,630	(39,410)	300	(370) ×加算率	2,120	20 ×加算率	9,040	90 ×加算率
			3歳児	39,410		370	×加算率				
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	28,920	(35,700)	270	(340) ×加算率	1,590	10 ×加算率	6,780	60 ×加算率
			3歳児	35,700		340	×加算率				
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	26,740	(33,520)	250	(310) ×加算率	1,270	10 ×加算率	5,420	50 ×加算率
			3歳児	33,520		310	×加算率				
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	25,240	(32,020)	230	(300) ×加算率	1,060	10 ×加算率	4,520	40 ×加算率
			3歳児	32,020		300	×加算率				
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	24,850	(31,630)	230	(290) ×加算率	900	9 ×加算率	3,870	30 ×加算率
			3歳児	31,630		290	×加算率				
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	23,990	(30,770)	220	(290) ×加算率	790	7 ×加算率	3,390	30 ×加算率
			3歳児	30,770		290	×加算率				
121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	23,300	(30,080)	210	(280) ×加算率	700	7 ×加算率	3,010	30 ×加算率	
		3歳児	30,080		280	×加算率					
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	22,770	(29,550)	210	(270) ×加算率	630	6 ×加算率	2,710	20 ×加算率	
		3歳児	29,550		270	×加算率					
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	21,960	(28,740)	200	(270) ×加算率	530	5 ×加算率	2,260	20 ×加算率	
		3歳児	28,740		270	×加算率					
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	21,360	(28,140)	190	(260) ×加算率	450	4 ×加算率	1,930	10 ×加算率	
		3歳児	28,140		260	×加算率					
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	20,930	(27,710)	190	(260) ×加算率	390	3 ×加算率	1,690	10 ×加算率	
		3歳児	27,710		260	×加算率					
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	20,590	(27,370)	180	(250) ×加算率	350	3 ×加算率	1,500	10 ×加算率	
		3歳児	27,370		250	×加算率					
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	20,320	(27,100)	180	(250) ×加算率	310	3 ×加算率	1,350	10 ×加算率	
		3歳児	27,100		250	×加算率					
301人 以上	1号	4歳以上児	20,100	(26,880)	180	(250) ×加算率	280	2 ×加算率			
		3歳児	26,880		250	×加算率					

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④		3歳児配置改善加算 ⑨ 処遇改善等加算Ⅰ	満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算無し) ⑩ 処遇改善等加算Ⅰ	満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算有り) ⑩ 処遇改善等加算Ⅰ
その他地域	15人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	16人から25人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	26人から35人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	36人から45人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	46人から60人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	61人から75人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	76人から90人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	91人から105人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	106人から120人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	121人から135人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	136人から150人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
	151人から180人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)	
			3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率
181人から210人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)		
		3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率	
211人から240人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)		
		3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率	
241人から270人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)		
		3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率	
271人から300人まで	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)		
		3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率	
301人以上	1号	4歳以上児	+	(6,780)	(60×加算率)		
		3歳児	+	6,780	60×加算率	+ 47,490 + 470×加算率 + 40,710 + 400×加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	講師配置加算		子一歳保育加配加算 ※1号・2号の利用定員合計に応じて利用子どもの単価に加算		通園送迎加算			
				処遇改善等加算 I ⑪		処遇改善等加算 I ⑫		処遇改善等加算 I ⑬			
その他地域	15人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	5,780 + 50×加算率	+	~ 15人 27,130×加配人数	+	270×加算率×加配人数	+	3,640 + 30×加算率
	16人から25人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	3,470 + 30×加算率	+	16人~ 25人 16,280×加配人数	+	160×加算率×加配人数	+	2,490 + 20×加算率
	26人から35人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	2,480 + 20×加算率	+	26人~ 35人 11,630×加配人数	+	110×加算率×加配人数	+	2,000 + 20×加算率
	36人から45人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	- + -	+	36人~ 45人 9,040×加配人数	+	90×加算率×加配人数	+	1,730 + 10×加算率
	46人から60人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	- + -	+	46人~ 60人 6,780×加配人数	+	60×加算率×加配人数	+	1,300 + 10×加算率
	61人から75人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	- + -	+	61人~ 75人 5,420×加配人数	+	50×加算率×加配人数	+	1,040 + 10×加算率
	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	- + -	+	76人~ 90人 4,520×加配人数	+	40×加算率×加配人数	+	860 + 8×加算率
	91人から105人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	- + -	+	91人~ 105人 3,870×加配人数	+	30×加算率×加配人数	+	740 + 7×加算率
	106人から120人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	- + -	+	106人~ 120人 3,390×加配人数	+	30×加算率×加配人数	+	650 + 6×加算率
	121人から135人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	640 + 6×加算率	+	121人~ 135人 3,010×加配人数	+	30×加算率×加配人数	+	570 + 5×加算率
	136人から150人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	570 + 5×加算率	+	136人~ 150人 2,710×加配人数	+	20×加算率×加配人数	+	520 + 5×加算率
	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	480 + 4×加算率	+	151人~ 180人 2,260×加配人数	+	20×加算率×加配人数	+	500 + 5×加算率
	181人から210人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	410 + 4×加算率	+	181人~ 210人 1,930×加配人数	+	10×加算率×加配人数	+	500 + 5×加算率
	211人から240人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	360 + 3×加算率	+	211人~ 240人 1,690×加配人数	+	10×加算率×加配人数	+	500 + 5×加算率
	241人から270人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	320 + 3×加算率	+	241人~ 270人 1,500×加配人数	+	10×加算率×加配人数	+	500 + 5×加算率
	271人から300人まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	280 + 2×加算率	+	271人~ 300人 1,350×加配人数	+	10×加算率×加配人数	+	500 + 5×加算率
301人以上	1号	4歳以上児 3歳児	+	260 + 2×加算率	+	301人~ 1,230×加配人数	+	10×加算率×加配人数	+	500 + 5×加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	給食実施加算（施設内調理）		給食実施加算（外部搬入）	
				処遇改善等加算 I ⑭		処遇改善等加算 I ⑭'	
その他地域	15人まで	1号	4歳以上児 3歳児	2,730 ×週当たり実施日数	20 ×週当たり実施日数×加算率	480 ×週当たり実施日数	4 ×週当たり実施日数×加算率
	16人から25人まで	1号	4歳以上児 3歳児	1,630 ×週当たり実施日数	10 ×週当たり実施日数×加算率	290 ×週当たり実施日数	2 ×週当たり実施日数×加算率
	26人から35人まで	1号	4歳以上児 3歳児	1,170 ×週当たり実施日数	10 ×週当たり実施日数×加算率	200 ×週当たり実施日数	2 ×週当たり実施日数×加算率
	36人から45人まで	1号	4歳以上児 3歳児	910 ×週当たり実施日数	9 ×週当たり実施日数×加算率	160 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	46人から60人まで	1号	4歳以上児 3歳児	680 ×週当たり実施日数	6 ×週当たり実施日数×加算率	120 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	61人から75人まで	1号	4歳以上児 3歳児	570 ×週当たり実施日数	5 ×週当たり実施日数×加算率	100 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	500 ×週当たり実施日数	5 ×週当たり実施日数×加算率	80 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	91人から105人まで	1号	4歳以上児 3歳児	440 ×週当たり実施日数	4 ×週当たり実施日数×加算率	80 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	106人から120人まで	1号	4歳以上児 3歳児	410 ×週当たり実施日数	4 ×週当たり実施日数×加算率	70 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	121人から135人まで	1号	4歳以上児 3歳児	370 ×週当たり実施日数	3 ×週当たり実施日数×加算率	60 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	136人から150人まで	1号	4歳以上児 3歳児	350 ×週当たり実施日数	3 ×週当たり実施日数×加算率	60 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	300 ×週当たり実施日数	3 ×週当たり実施日数×加算率	50 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	181人から210人まで	1号	4歳以上児 3歳児	270 ×週当たり実施日数	2 ×週当たり実施日数×加算率	40 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	211人から240人まで	1号	4歳以上児 3歳児	250 ×週当たり実施日数	2 ×週当たり実施日数×加算率	40 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
	241人から270人まで	1号	4歳以上児 3歳児	220 ×週当たり実施日数	2 ×週当たり実施日数×加算率	40 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率
271人から300人まで	1号	4歳以上児 3歳児	200 ×週当たり実施日数	2 ×週当たり実施日数×加算率	30 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率	
301人以上	1号	4歳以上児 3歳児	180 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率	30 ×週当たり実施日数	1 ×週当たり実施日数×加算率	

① 地域区分	② 定員区分	③ 認定区分	④ 年齢区分	⑮ 外部監査費 加算 ※認定こども園全体の利用 定員の区分に応じて加算 ※3月分の単価に加算	⑯ 副食費徴収 免除加算 ※副食費の徴収が免除される 子どもの単価に加算	⑰ 主幹教諭等の専任化 により子育て支援の 取り組みを実施して いない場合	
その他 地域	15人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	~ 15人 27,330	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (7,500 +70 × 加算率)
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	16人~ 25人 16,800	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (4,500 +40 × 加算率)
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	26人~ 35人 12,280	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (3,210 +30 × 加算率)
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	36人~ 45人 9,770	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (2,500 +20 × 加算率)
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	46人~ 60人 7,500	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (1,870 +10 × 加算率)
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	61人~ 75人 6,130	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (1,500 +10 × 加算率)
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	76人~ 90人 5,220	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (1,250 +10 × 加算率)
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	91人~ 105人 4,660	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (1,070 +10 × 加算率)
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	106人~ 120人 4,250	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (930 +9 × 加算率)
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	121人~ 135人 3,920	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (830 +8 × 加算率)
	136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	136人~ 150人 3,660	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (750 +8 × 加算率)
	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	151人~ 180人 3,160	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (620 +6 × 加算率)
	181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	181人~ 210人 2,810	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (530 +5 × 加算率)
	211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	211人~ 240人 2,540	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (460 +5 × 加算率)
	241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	241人~ 270人 2,440	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (410 +4 × 加算率)
	271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	271人~ 300人 2,360	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (370 +4 × 加算率)
301人 以上	1号	4歳以上児 3歳児	301人~ 2,150	+	225 × 各月の給食 実施日数	- (340 +3 × 加算率)	

① 地域区分	② 定員区分	③ 認定区分	④ 年齢区分	⑮ 年齢別配置基準を下回る場合	⑲ 配置基準上求められる職員資格を有しない場合	⑳ 定員を恒常的に超過する場合
その他地域	15人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(27,130 + 270 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(19,150 + 190 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 63/100$
	16人から25人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(16,280 + 160 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(11,490 + 110 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 78/100$
	26人から35人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(11,630 + 110 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(8,210 + 80 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 86/100$
	36人から45人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(9,040 + 90 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(6,380 + 60 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 94/100$
	46人から60人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(6,780 + 60 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(4,780 + 40 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 90/100$
	61人から75人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(5,420 + 50 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(3,830 + 30 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 92/100$
	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(4,520 + 40 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(3,190 + 30 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 91/100$
	91人から105人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(3,870 + 30 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(2,730 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 91/100$
	106人から120人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(3,390 + 30 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(2,390 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 92/100$
	121人から135人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(3,010 + 30 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(2,120 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 96/100$
	136人から150人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(2,710 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(1,910 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 99/100$
	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(2,260 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(1,590 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 92/100$
	181人から210人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(1,930 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(1,360 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 96/100$
	211人から240人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(1,690 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(1,190 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 99/100$
	241人から270人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(1,500 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(1,060 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 99/100$
	271人から300人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(1,350 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(950 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 99/100$
301人以上	1号	4歳以上児 3歳児	$(1,230 + 10 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(870 + 8 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	$(5 \sim 19 \text{ (16を除く。)}) \times 99/100$	

加算部分 2

療育支援加算	⑳	A	基本額 (18,280 +	処遇改善等加算 I 180×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B	基本額 (12,190 +	処遇改善等加算 I 120×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
事務職員配置加算	㉑		基本額 (78,020 +	処遇改善等加算 I 780×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
指導充実加配加算	㉒		基本額 (82,880 +	処遇改善等加算 I 820×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
事務負担対応加配加算	㉓		基本額 (69,060 +	処遇改善等加算 I 690×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
処遇改善等加算 II	㉔		以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算 II-① 50,000 × 人数 A × 1/2 ・処遇改善等加算 II-② 6,250 × 人数 B × 1/2		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数 A 及び人数 B については、別に定める
冷暖房費加算	㉕		1 級 地 1,790 2 級 地 1,590 3 級 地 1,570	4 級 地 1,240 その他地域 110	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 その他地域：1 級地から 4 級地以外の地域
施設関係者評価加算	㉖	A	153,010 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※以下の区分に応じて、3 月初日の利用子どもの単価に加算 A：公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設 B：それ以外の施設
		B	30,260 ÷ 3 月初日の利用子ども数		
除雪費加算	㉗		6,100		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉘		76,940 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉙		80,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉚		48,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉛		75,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	休日保育加算			夜間保育加算						
				処遇改善等加算 I ⑨			(注1) ⑩	処遇改善等加算 I					
その他 地域	10人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	休日保育の年間延べ 利用子ども数 ~ 210人 233,200	休日保育の年間延べ 利用子ども数 ~ 210人 2,330×加算率	各月初日の 利用子ども数	+	54,250	52,530	+	470×加算率		
		3号	1、2歳児 乳児				+	52,530	+	230×加算率			
	11人 から 20人 まで	2号	4歳以上児 3歳児				211人~ 279人 249,500	211人~ 279人 2,490×加算率	+	30,560	28,840	+	150×加算率
		3号	1、2歳児 乳児				+	28,840	+	20,950	20,950	+	110×加算率
	21人 から 30人 まで	2号	4歳以上児 3歳児				280人~ 349人 282,200	280人~ 349人 2,820×加算率	+	22,670	20,950	+	90×加算率
		3号	1、2歳児 乳児				+	20,950	+	18,720	17,000	+	70×加算率
	31人 から 40人 まで	2号	4歳以上児 3歳児				350人~ 419人 314,800	350人~ 419人 3,140×加算率	+	16,350	14,630	+	60×加算率
		3号	1、2歳児 乳児				+	14,630	+	14,770	13,050	+	50×加算率
	41人 から 50人 まで	2号	4歳以上児 3歳児				420人~ 489人 347,500	420人~ 489人 3,470×加算率	+	13,640	11,920	+	50×加算率
		3号	1、2歳児 乳児				+	11,920	+	12,800	11,080	+	50×加算率
	51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児 3歳児				490人~ 559人 380,200	490人~ 559人 3,800×加算率	+	12,140	10,420	+	50×加算率
		3号	1、2歳児 乳児				+	10,420	+	12,140	10,420	+	
	61人 から 70人 まで	2号	4歳以上児 3歳児				560人~ 629人 412,800	560人~ 629人 4,120×加算率	+	10,420		+	
		3号	1、2歳児 乳児				630人~ 699人 445,500	630人~ 699人 4,450×加算率	+			+	
	71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児 3歳児				700人~ 769人 478,200	700人~ 769人 4,780×加算率	+			+	
		3号	1、2歳児 乳児				770人~ 839人 510,800	770人~ 839人 5,100×加算率	+			+	
	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児 3歳児				840人~ 909人 543,500	840人~ 909人 5,430×加算率	+			+	
		3号	1、2歳児 乳児				910人~ 979人 576,200	910人~ 979人 5,760×加算率	+			+	
	91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児 3歳児				980人~1,049人 608,800	980人~1,049人 6,080×加算率	+			+	
		3号	1、2歳児 乳児				1,050人~ 641,500	1,050人~ 6,410×加算率	+			+	
101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			+			+					
	3号	1、2歳児 乳児			+			+					
111人 から 120人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			+			+					
	3号	1、2歳児 乳児			+			+					
121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			+			+					
	3号	1、2歳児 乳児			+			+					
131人 から 140人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			+			+					
	3号	1、2歳児 乳児			+			+					
141人 から 150人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			+			+					
	3号	1、2歳児 乳児			+			+					
151人 から 160人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			+			+					
	3号	1、2歳児 乳児			+			+					
161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			+			+					
	3号	1、2歳児 乳児			+			+					
171人 以上	2号	4歳以上児 3歳児			+			+					
	3号	1、2歳児 乳児			+			+					

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	チーム保育加配加算 ※1号・2号の利用定員合計に応じて2号利用子どもの単価に加算		減価償却費加算				賃借料加算							
				処遇改善等加算 I ⑪		加算額 ⑫				加算額 ⑬							
						認可施設		機能部分		認可施設		機能部分					
						標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部				
その他地域	10人まで	2号	4歳以上児 3歳児	~ 15人	+	270×加算率×加配人数	+	14,400	15,900	10,100	10,100	+	a地域	31,600	35,200	22,100	22,100
		3号	1、2歳児 乳児	27,130×加配人数										b地域	17,400	19,400	12,200
	11人から 20人まで	2号	4歳以上児 3歳児	16人~ 25人	+	160×加算率×加配人数	+	7,200	7,900	5,000	5,000	+	a地域	15,800	17,600	11,000	11,000
		3号	1、2歳児 乳児	16,280×加配人数										b地域	8,700	9,700	6,100
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児	26人~ 35人	+	110×加算率×加配人数	+	5,000	5,500	3,500	3,500	+	a地域	10,900	12,200	7,600	7,600
		3号	1、2歳児 乳児	11,630×加配人数										b地域	6,000	6,700	4,200
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児	36人~ 45人	+	90×加算率×加配人数	+	4,400	4,800	3,000	3,000	+	a地域	9,800	10,900	6,800	6,800
		3号	1、2歳児 乳児	9,040×加配人数										b地域	5,400	6,000	3,700
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児	46人~ 60人	+	60×加算率×加配人数	+	4,000	4,400	2,800	2,800	+	a地域	8,800	9,800	6,100	6,100
		3号	1、2歳児 乳児	6,780×加配人数										b地域	4,800	5,400	3,400
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児	61人~ 75人 5,420×加配人数	+	50×加算率×加配人数	+	3,300	3,600	2,300	2,300	+	a地域	7,200	8,100	5,100	5,100
		3号	1、2歳児 乳児											b地域	4,000	4,400	2,800
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児	76人~ 90人	+	40×加算率×加配人数	+	2,800	3,100	2,000	2,000	+	a地域	6,300	7,100	4,400	4,400
		3号	1、2歳児 乳児	4,520×加配人数										b地域	3,500	3,900	2,400
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児	91人~ 105人	+	30×加算率×加配人数	+	3,200	3,600	2,200	2,200	+	a地域	7,100	7,900	4,900	4,900
		3号	1、2歳児 乳児	3,870×加配人数										b地域	3,900	4,300	2,700
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児	106人~ 120人	+	30×加算率×加配人数	+	2,900	3,200	2,000	2,000	+	a地域	6,300	7,100	4,400	4,400
		3号	1、2歳児 乳児	3,390×加配人数										b地域	3,500	3,900	2,400
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児	121人~ 135人	+	30×加算率×加配人数	+	2,600	2,800	1,800	1,800	+	a地域	5,500	6,200	3,900	3,900
		3号	1、2歳児 乳児	3,010×加配人数										b地域	3,000	3,400	2,100
101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児	136人~ 150人	+	20×加算率×加配人数	+	2,800	3,100	2,000	2,000	+	a地域	6,100	6,800	4,200	4,200	
	3号	1、2歳児 乳児	2,710×加配人数										b地域	3,300	3,700	2,300	2,300
111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児	151人~ 180人	+	20×加算率×加配人数	+	2,600	2,800	1,800	1,800	+	a地域	5,500	6,200	3,900	3,900	
	3号	1、2歳児 乳児	2,260×加配人数										b地域	3,000	3,400	2,100	2,100
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児	181人~ 210人	+	10×加算率×加配人数	+	2,400	2,600	1,600	1,600	+	a地域	5,100	5,700	3,500	3,500	
	3号	1、2歳児 乳児	1,930×加配人数										b地域	2,800	3,100	1,900	1,900
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児	211人~ 240人	+	10×加算率×加配人数	+	2,600	2,800	1,800	1,800	+	a地域	5,500	6,200	3,900	3,900	
	3号	1、2歳児 乳児	1,690×加配人数										b地域	3,000	3,400	2,100	2,100
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児	241人~ 270人	+	10×加算率×加配人数	+	2,400	2,600	1,700	1,700	+	a地域	5,400	6,000	3,700	3,700	
	3号	1、2歳児 乳児	1,500×加配人数										b地域	2,900	3,300	2,000	2,000
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児	271人~ 300人	+	10×加算率×加配人数	+	2,200	2,500	1,500	1,500	+	a地域	4,800	5,400	3,400	3,400	
	3号	1、2歳児 乳児	1,350×加配人数										b地域	2,600	2,900	1,800	1,800
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児	301人~	+	10×加算率×加配人数	+	2,400	2,600	1,700	1,700	+	a地域	5,400	6,000	3,700	3,700	
	3号	1、2歳児 乳児	1,230×加配人数										b地域	2,900	3,300	2,000	2,000
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児		+		+	2,300	2,500	1,600	1,600	+	a地域	4,800	5,400	3,400	3,400	
	3号	1、2歳児 乳児											b地域	2,600	2,900	1,800	1,800

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	外部監査費加算 ⑭	副食費徴収 免除加算 ※副食費の徴収が免除 される子どもの単価に 加算 ⑮	1号認定こどもの利用定員を 設定しない場合 ⑯		分園の場合 ⑰		
							処遇改善等 加算Ⅰ			
その他 地域	10人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	認定こども園全 体の利用定員 ～ 15人 27,330 16人～ 25人 16,800 26人～ 35人 12,280 36人～ 45人 9,770 46人～ 60人 7,500 61人～ 75人 6,130 76人～ 90人 5,220 91人～ 105人 4,660 106人～ 120人 4,250 121人～ 135人 3,920 136人～ 150人 3,660 151人～ 180人 3,160 181人～ 210人 2,810 211人～ 240人 2,540 241人～ 270人 2,440 271人～ 300人 2,360 301人～ 2,150 ※3月分の単価に 加算	4,500	+	21,000	+	210×加算率	
		3号	1、2歳児 乳児							
	11人 から 20人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			4,500	+	10,500	+	100×加算率
		3号	1、2歳児 乳児							
	21人 から 30人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			4,500	+	7,000	+	70×加算率
		3号	1、2歳児 乳児							
	31人 から 40人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			4,500	+	5,250	+	50×加算率
		3号	1、2歳児 乳児							
	41人 から 50人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			4,500	+	4,200	+	40×加算率
		3号	1、2歳児 乳児							
	51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			4,500	+	3,500	+	30×加算率
		3号	1、2歳児 乳児							
	61人 から 70人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			4,500	+	3,000	+	30×加算率
		3号	1、2歳児 乳児							
	71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			4,500	+	2,620	+	20×加算率
		3号	1、2歳児 乳児							
	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			4,500	+	2,330	+	20×加算率
		3号	1、2歳児 乳児							
	91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児 3歳児			4,500	+	2,100	+	20×加算率
		3号	1、2歳児 乳児							
101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児 3歳児		4,500	+	1,910	+	10×加算率		
	3号	1、2歳児 乳児								
111人 から 120人 まで	2号	4歳以上児 3歳児		4,500	+	1,750	+	10×加算率		
	3号	1、2歳児 乳児								
121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児 3歳児		4,500	+	1,620	+	10×加算率		
	3号	1、2歳児 乳児								
131人 から 140人 まで	2号	4歳以上児 3歳児		4,500	+	1,500	+	10×加算率		
	3号	1、2歳児 乳児								
141人 から 150人 まで	2号	4歳以上児 3歳児		4,500	+	1,400	+	10×加算率		
	3号	1、2歳児 乳児								
151人 から 160人 まで	2号	4歳以上児 3歳児		4,500	+	1,310	+	10×加算率		
	3号	1、2歳児 乳児								
161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児 3歳児		4,500	+	1,230	+	10×加算率		
	3号	1、2歳児 乳児								
171人 以上	2号	4歳以上児 3歳児		4,500	+	1,170	+	10×加算率		
	3号	1、2歳児 乳児								

(⑥+⑦)
× 10/100

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	土曜日に閉所する場合				主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 ⑱	年齢別配置基準を下回る場合 ⑳
				月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合		
その他地域	10人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 1/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 4/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(12,740 + 120 \times \text{加算率})$	$(39,760 + 390 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
	11人から 20人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 1/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 4/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6,370 + 60 \times \text{加算率})$	$(19,880 + 190 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 4/100$	$(6+7+8+10) \times 6/100$	$(4,240 + 40 \times \text{加算率})$	$(13,250 + 130 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 4/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(3,180 + 30 \times \text{加算率})$	$(9,940 + 90 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 6/100$	$(2,540 + 20 \times \text{加算率})$	$(7,950 + 80 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 6/100$	$(2,120 + 20 \times \text{加算率})$	$(6,620 + 60 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 6/100$	$(1,820 + 10 \times \text{加算率})$	$(5,680 + 50 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 6/100$	$(1,590 + 10 \times \text{加算率})$	$(4,970 + 50 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(1,410 + 10 \times \text{加算率})$	$(4,410 + 40 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(1,270 + 10 \times \text{加算率})$	$(3,970 + 40 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$
		3号	1、2歳児 乳児						
101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(1,150 + 10 \times \text{加算率})$	$(3,610 + 30 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	
	3号	1、2歳児 乳児							
111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(1,060 + 10 \times \text{加算率})$	$(3,310 + 30 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	
	3号	1、2歳児 乳児							
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(980 + 10 \times \text{加算率})$	$(3,050 + 30 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	
	3号	1、2歳児 乳児							
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(910 + 9 \times \text{加算率})$	$(2,840 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	
	3号	1、2歳児 乳児							
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(840 + 8 \times \text{加算率})$	$(2,650 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	
	3号	1、2歳児 乳児							
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(790 + 8 \times \text{加算率})$	$(2,480 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	
	3号	1、2歳児 乳児							
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(740 + 7 \times \text{加算率})$	$(2,330 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	
	3号	1、2歳児 乳児							
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児	$(6+7+8+10) \times 2/100$	$(6+7+8+10) \times 3/100$	$(6+7+8+10) \times 5/100$	$(6+7+8+10) \times 7/100$	$(700 + 7 \times \text{加算率})$	$(2,200 + 20 \times \text{加算率}) \times \text{人数}$	
	3号	1、2歳児 乳児							

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
その他地域	10人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(23,630 +230×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 61/100
		3号	1、2歳児 乳児		
	11人から 20人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(11,810 +110×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 79/100
		3号	1、2歳児 乳児		
	21人から 30人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(7,870 +70×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 87/100
		3号	1、2歳児 乳児		
	31人から 40人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(5,900 +50×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 96/100
		3号	1、2歳児 乳児		
	41人から 50人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(4,720 +40×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児		
	51人から 60人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(3,930 +30×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 90/100
		3号	1、2歳児 乳児		
	61人から 70人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(3,370 +30×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児		
	71人から 80人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(2,950 +30×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 89/100
		3号	1、2歳児 乳児		
	81人から 90人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(2,620 +20×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 91/100
		3号	1、2歳児 乳児		
	91人から 100人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(2,360 +20×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 96/100
		3号	1、2歳児 乳児		
101人から 110人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(2,140 +20×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 95/100	
	3号	1、2歳児 乳児			
111人から 120人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(1,960 +20×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 95/100	
	3号	1、2歳児 乳児			
121人から 130人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(1,810 +10×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 97/100	
	3号	1、2歳児 乳児			
131人から 140人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(1,680 +10×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 98/100	
	3号	1、2歳児 乳児			
141人から 150人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(1,570 +10×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 98/100	
	3号	1、2歳児 乳児			
151人から 160人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(1,470 +10×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 98/100	
	3号	1、2歳児 乳児			
161人から 170人まで	2号	4歳以上児 3歳児	(1,390 +10×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			
171人以上	2号	4歳以上児 3歳児	(1,310 +10×加算率) ×人数	((6~⑮) (⑯を除く。)) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			

加算部分2

療育支援加算 ^(注2)	㉓	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (24,930 + 240×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		基本額 処遇改善等加算Ⅰ (16,620 + 160×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
処遇改善等加算Ⅱ ^(注2)	㉔	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算Ⅱー① 50,000 × 人数A × 1/2 ・処遇改善等加算Ⅱー② 6,250 × 人数B × 1/2	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める
冷暖房費加算	㉕	1 級 地 1,790 4 級 地 1,240	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,590 その他地域 110	
		3 級 地 1,570	
施設関係者評価加算 ^(注2)	㉖	A 153,010 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、3 月初日の利用子どもの単価に加算 A：公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設 B：それ以外の施設
		B 30,260 ÷ 3 月初日の利用子ども数	
除雪費加算	㉗	6,100	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ^(注2)	㉘	76,940 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
高齢者等活躍促進加算	㉙	400時間以上 800時間未満 456,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3 月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上1200時間未満 760,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	
		1200時間以上 1,065,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算 ^(注2)	㉚	80,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算 ^(注2)	㉛	48,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉜	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (76,960 + 760×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
		基本額 10,000 ÷各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算 ^(注2)	㉝	75,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定

各 都 道 府 県 子 ども・子 育 て 支 援 新 制 度 担 当 部 (局) 長 殿

内 閣 府 子 ども・子 育 て 本 部 参 事 官 (子 ども・子 育 て 支 援 担 当)
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 子 ども 家 庭 局 保 育 課 長
(公 印 省 略)

令 和 3 年 度 に お け る 私 立 保 育 所 の 運 営 に 要 す る 費 用 に つ い て

標 記 に つ い て は、市 町 村 か ら の 委 託 費 と し て 運 営 に 要 す る 費 用 が 支 給 さ れ る こ と と さ
れ て お り、そ の 性 格 上、一 定 の 使 途 範 囲 が 定 め ら れ て い る。そ の 適 切 な 運 用 の た め、令
和 3 年 度 に お け る 公 定 価 格 の 基 本 分 単 価 等 の 内 訳 に つ い て 下 記 の と お り 通 知 す る。

記

公 定 価 格 の 基 本 分 内 訳

$$\text{基 本 分 単 価} = \text{事 務 費 (人 件 費、管 理 費)} + \text{事 業 費}$$

1 事 業 費 関 係

一 般 生 活 費

- ・ 3 歳 未 満 児 児 童 1 人 月 額 10,527 円
- ・ 3 歳 以 上 児 // 1,818 円

2 管 理 費 関 係

基 本 分 単 価 に 含 ま れ て い る 管 理 費
別 紙 「 基 本 分 単 価 に 含 ま れ て い る 管 理 費 」 の と お り

3 人 件 費 関 係
令 和 3 年 度 保 育 所 職 員 の 本 俸 基 準 額 及 び 特 殊 業 務 手 当 基 準 額

職 種	格 付	本 俸 基 準 額	特 殊 業 務 手 当 基 準 額
所 長	(福) 2-33	257,900 円	-
主 任 保 育 士	(福) 2-17	240,108 円	9,300 円
保 育 士	(福) 1-29	205,530 円	7,800 円
調 理 員 等	(行 二) 1-37	176,200 円	-

職 種	人 件 費 (年 額)			
	20/100 地 域	16/100 地 域	15/100 地 域	12/100 地 域
所 長	556 万 円	537 万 円	532 万 円	518 万 円
主 任 保 育 士	522 万 円	505 万 円	500 万 円	487 万 円
保 育 士	442 万 円	427 万 円	424 万 円	413 万 円
調 理 員 等	366 万 円	354 万 円	351 万 円	342 万 円

職 種	人 件 費 (年 額)			全 国 平 均
	6/100 地 域	3/100 地 域	そ の 他 地 域	
所 長	490 万 円	476 万 円	462 万 円	494 万 円
主 任 保 育 士	462 万 円	449 万 円	436 万 円	465 万 円
保 育 士	391 万 円	380 万 円	369 万 円	394 万 円
調 理 員 等	324 万 円	315 万 円	306 万 円	327 万 円

- (注) 1 この 表 は、私 立 保 育 所 へ の 委 託 費 に 係 る 予 算 積 算 上 の 給 与 格 付 け や そ れ に 基 づ い て 算 出 し た 人 件 費 (年 額) を 参 考 と し て 示 し た も の で あ り、次 の 事 項 に つ い て 留 意 す る 必 要 が あ る。
- ・ 職 員 の 人 数 や 経 験 年 数、賃 金 体 系 等 は 保 育 所 ごと に 異 な り、例 え ば、委 託 費 で 算 定 さ れ て い る 職 員 数 (配 置 基 準) を 超 え て 職 員 を 雇 用 し て い る 保 育 所 で は、そ の 職 員 数 に 応 じ た 職 員 1 人 当 た り の 給 与 水 準 と な る こ と も 考 え ら れ る な ど、本 通 知 で 示 す 人 件 費 と 実 際 に 支 払 わ れ る 人 件 費 と の 差 額 の み を も っ て 単 純 に 給 与 水 準 の 適 否 を 判 断 す る こ と は で き な い こ と。
 - ・ 本 通 知 で 示 す 1 人 当 た り の 人 件 費 を 理 由 に 給 与 水 準 を 低 下 さ せ る こ と は 不 適 切 で あ る こ と。
- 2 この 表 に お け る 「 格 付 」 と は、国 家 公 務 員 給 与 法 に 定 め る 俸 給 表 及 び 級 号 俸 を 指 し て い る。
- 3 主 任 保 育 士・保 育 士 に あ っ て は、当 該 俸 給 額 の 他、特 別 給 与 改 善 費 を 加 え た も の を 本 俸 基 準 額 と し て い る。
- 4 なお、主 任 保 育 士・保 育 士 は、本 俸 基 準 額 と は 別 に 特 殊 業 務 手 当 基 準 額 を 加 え て い る。
- この 表 に お け る 「 人 件 費 (年 額) 」 と は、賃 与 や 地 域 手 当 等 を 合 め て 算 出 し た 予 算 積 算 上 の 人 件 費 の 年 額 で あ る。
- 事 業 費 や 管 理 費 は 全 国 一 律 で あ る 一 方、「 人 件 費 (年 額) 」 に つ い て は、地 域 手 当 が 地 域 区 分 ごと に 異 な る こ と か ら 地 域 区 分 別 に 算 出 し て い る。ま た、「 全 国 平 均 」 は、加 重 平 均 に よ り 算 出 し た 地 域 手 当 の 全 国 平 均 値 を 用 い て 算 出 し た 額 で あ る。
- な お、「 人 件 費 (年 額) 」 に は、処 遇 改 善 等 加 算 I 及 び 処 遇 改 善 等 加 算 II は 含 ま ない。

4 夜間保育加算

夜間保育加算における単価表（月額：児童一人当たり）（単位：円）

定員区分	年齢区分	事業費	管理費
20人まで	3歳未満児	5,160	129
	3歳以上児	6,880	
	3歳未満児	5,160	
	3歳以上児	6,880	
21人～30人まで	3歳未満児	5,160	86
	3歳以上児	6,880	
	3歳未満児	5,160	
	3歳以上児	6,880	
31人～40人まで	3歳未満児	5,160	65
	3歳以上児	6,880	
	3歳未満児	5,160	
	3歳以上児	6,880	
41人～50人まで	3歳未満児	5,160	52
	3歳以上児	6,880	
	3歳未満児	5,160	
	3歳以上児	6,880	
51人～60人まで	3歳未満児	5,160	43
	3歳以上児	6,880	
	3歳未満児	5,160	
	3歳以上児	6,880	
61人～70人まで	3歳未満児	5,160	37
	3歳以上児	6,880	
	3歳未満児	5,160	
	3歳以上児	6,880	
71人～80人まで	3歳未満児	5,160	32
	3歳以上児	6,880	
	3歳未満児	5,160	
	3歳以上児	6,880	
81人～90人まで	3歳未満児	5,160	29
	3歳以上児	6,880	
	3歳未満児	5,160	
	3歳以上児	6,880	

(注) 夜間保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

5 休日保育加算

休日保育加算における単価表（月額）（単位：円）

休日保育の年間延べ利用数	事業費	管理費
～210人	60,000	3,057
211人～279人	62,431	3,305
280人～349人	67,292	3,800
350人～419人	72,153	4,296
420人～489人	77,014	4,791
490人～559人	81,875	5,287
560人～629人	86,736	5,782
630人～699人	91,597	6,277
700人～769人	96,458	6,773
770人～839人	101,319	7,268
840人～909人	106,181	7,764
910人～979人	111,042	8,259
980人～1,049人	115,903	8,754
1,050人～(1,119人)	120,764	9,250

(注) 休日保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

6 処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）

加算率の区分	職員1人当たりの平均経験年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10年以上	10%	2%
11%加算分	9年以上 10年未満	9%	2%
10%加算分	8年以上 9年未満	8%	2%
9%加算分	7年以上 8年未満	7%	2%
8%加算分	6年以上 7年未満	6%	2%
7%加算分	5年以上 6年未満	5%	2%
6%加算分	4年以上 5年未満	4%	2%
5%加算分	3年以上 4年未満	3%	2%
4%加算分	2年以上 3年未満	2%	2%
3%加算分	1年以上 2年未満	1%	2%
2%加算分	1年未満	0%	2%

7 その他加算について

① 人件費関係

処遇改善等加算Ⅰ（資金改善要件分）、処遇改善等加算Ⅱ、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算

② 管理費関係

減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

※ 調整部分（分園の場合、施設長を設置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。

基本分単価に含まれている管理費 (単位：円)		
定員区分	保育必要量区分	管理費
20人 から まで	乳児	17,123
	1, 2歳児	11,696
	3歳児	7,898
	4歳以上児	7,355
21人 から 30人 まで	乳児	15,495
	1, 2歳児	10,068
	3歳児	6,270
	4歳以上児	5,727
31人 から 40人 まで	乳児	15,097
	1, 2歳児	9,670
	3歳児	5,872
	4歳以上児	5,329
31人 から 40人 まで	乳児	14,011
	1, 2歳児	8,584
	3歳児	4,786
	4歳以上児	4,243
41人 から 50人 まで	乳児	14,209
	1, 2歳児	8,782
	3歳児	4,984
	4歳以上児	4,441
41人 から 50人 まで	乳児	13,395
	1, 2歳児	7,968
	3歳児	4,170
	4歳以上児	3,627
51人 から 60人 まで	乳児	14,085
	1, 2歳児	8,658
	3歳児	4,860
	4歳以上児	4,317
51人 から 60人 まで	乳児	13,434
	1, 2歳児	8,007
	3歳児	4,209
	4歳以上児	3,666
51人 から 60人 まで	乳児	13,482
	1, 2歳児	8,055
	3歳児	4,257
	4歳以上児	3,714
51人 から 60人 まで	乳児	12,940
	1, 2歳児	7,513
	3歳児	3,715
	4歳以上児	3,172

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
61人 から 70人 まで	保育標準時間	乳児	13,129
		1, 2歳児	7,702
		3歳児	3,904
		4歳以上児	3,361
71人 から 80人 まで	保育短時間	乳児	12,664
		1, 2歳児	7,237
		3歳児	3,439
		4歳以上児	2,896
81人 から 90人 まで	保育標準時間	乳児	12,869
		1, 2歳児	7,442
		3歳児	3,644
		4歳以上児	3,101
91人 から 100人 まで	保育短時間	乳児	12,462
		1, 2歳児	7,035
		3歳児	3,237
		4歳以上児	2,694
91人 から 100人 まで	保育標準時間	乳児	12,662
		1, 2歳児	7,235
		3歳児	3,437
		4歳以上児	2,894
91人 から 100人 まで	保育短時間	乳児	12,300
		1, 2歳児	6,873
		3歳児	3,075
		4歳以上児	2,532
101人 から 110人 まで	保育標準時間	乳児	12,171
		1, 2歳児	6,744
		3歳児	2,946
		4歳以上児	2,403
101人 から 110人 まで	保育短時間	乳児	11,846
		1, 2歳児	6,419
		3歳児	2,621
		4歳以上児	2,078
101人 から 110人 まで	保育標準時間	乳児	12,069
		1, 2歳児	6,642
		3歳児	2,844
		4歳以上児	2,301
101人 から 110人 まで	保育短時間	乳児	11,773
		1, 2歳児	6,346
		3歳児	2,548
		4歳以上児	2,005

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
111人 から 120人 まで	保育標準時間	乳	11,980
		1, 2歳児	6,553
		3歳児	2,755
		4歳以上児	2,212
	保育短時間	乳	11,709
		1, 2歳児	6,282
		3歳児	2,484
		4歳以上児	1,941
	保育標準時間	乳	11,906
		1, 2歳児	6,479
		3歳児	2,681
		4歳以上児	2,138
	保育短時間	乳	11,656
		1, 2歳児	6,229
		3歳児	2,431
		4歳以上児	1,888
131人 から 140人 まで	保育標準時間	乳	11,844
		1, 2歳児	6,417
		3歳児	2,619
		4歳以上児	2,076
	保育短時間	乳	11,612
		1, 2歳児	6,185
		3歳児	2,387
		4歳以上児	1,844
	保育標準時間	乳	11,795
		1, 2歳児	6,368
		3歳児	2,570
		4歳以上児	2,027
	保育短時間	乳	11,578
		1, 2歳児	6,151
		3歳児	2,353
		4歳以上児	1,810
141人 から 150人 まで	保育標準時間	乳	11,746
		1, 2歳児	6,319
		3歳児	2,521
		4歳以上児	1,978
	保育短時間	乳	11,542
		1, 2歳児	6,115
		3歳児	2,317
		4歳以上児	1,774

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
161人 から 170人 まで	保育標準時間	乳	11,705
		1, 2歳児	6,278
		3歳児	2,480
		4歳以上児	1,937
	保育短時間	乳	11,513
		1, 2歳児	6,086
		3歳児	2,288
		4歳以上児	1,745
	保育標準時間	乳	11,670
		1, 2歳児	6,243
		3歳児	2,445
		4歳以上児	1,902
	保育短時間	乳	11,489
		1, 2歳児	6,062
		3歳児	2,264
		4歳以上児	1,721

令和3年度 組織マネジメント 共通評価項目

1 リーダーシップと意思決定

1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている

1 事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)を周知している

- 1 事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)について、職員の理解が深まるような取り組みを行っている
- 2 事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取り組みを行っている

2 経営層(運営管理者含む)は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている

- 1 経営層は、事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)の実現に向けて、自らの役割と責任を職員に伝えている
- 2 経営層は、事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)の実現に向けて、自らの役割と責任に基づいて職員が取り組むべき方向性を提示し、リーダーシップを発揮している

3 重要な案件について、経営層(運営管理者含む)は実情を踏まえて意思決定し、その内容を関係者に周知している

- 1 重要な案件の検討や決定の手順があらかじめ決まっている
- 2 重要な意思決定に関し、その内容と決定経緯について職員に周知している
- 3 利用者等に対し、重要な案件に関する決定事項について、必要に応じてその内容と決定経緯を伝えている

2 事業所を取り巻く環境の把握・活用及び計画の策定と実行

1 事業所を取り巻く環境について情報を把握・検討し、課題を抽出している

1 事業所を取り巻く環境について情報を把握・検討し、課題を抽出している

- 1 利用者アンケートなど、事業所側からの働きかけにより利用者の意向について情報を収集し、ニーズを把握している
- 2 事業所運営に対する職員の意向を把握・検討している
- 3 地域の福祉の現状について情報を収集し、ニーズを把握している
- 4 福祉事業全体の動向(行政や業界などの動き)について情報を収集し、課題やニーズを把握している
- 5 事業所の経営状況を把握・検討している
- 6 把握したニーズ等や検討内容を踏まえ、事業所として対応すべき課題を抽出している

2 実践的な計画策定に取り組んでいる

1 事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)の実現に向けた中・長期計画及び単年度計画を策定している

- 1 課題をふまえ、事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)の実現に向けた中・長期計画を策定している
- 2 中・長期計画をふまえた単年度計画を策定している
- 3 策定している計画に合わせた予算編成を行っている

2 着実な計画の実行に取り組んでいる

- 1 事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)の実現に向けた、計画の推進方法(体制、職員の役割や活動内容など)、目指す目標、達成度合いを測る指標を明示している
- 2 計画推進にあたり、進捗状況を確認し(半期・月単位など)、必要に応じて見直しをしながら取り組んでいる

3 経営における社会的責任

1 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる

1 社会人・福祉サービスに従事する者として守るべき法・規範・倫理などを周知し、遵守されるよう取り組んでいる

- 1 全職員に対して、社会人・福祉サービスに従事する者として守るべき法・規範・倫理(個人の尊厳を含む)などを周知し、理解が深まるよう取り組んでいる
- 2 全職員に対して、守るべき法・規範・倫理(個人の尊厳を含む)などが遵守されるよう取り組み、定期的に確認している

2 利用者の権利擁護のために、組織的な取り組みを行っている

1 利用者の意向(意見・要望・苦情)を多様な方法で把握し、迅速に対応する体制を整えている

- 1 苦情解決制度を利用できることや事業者以外の相談先を遠慮なく利用できることを、利用者に伝えている
- 2 利用者の意向(意見・要望・苦情)に対し、組織的に速やかに対応する仕組みがある

2 虐待に対し組織的な防止対策と対応をしている

- 1 利用者の気持ちを傷つけるような職員の言動、虐待が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に防止対策を徹底している
- 2 虐待を受けている疑いのある利用者の情報を得たときや、虐待の事実を把握した際には、組織として関係機関と連携しながら対応する体制を整えている

3 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

1 透明性を高め、地域との関係づくりに向けて取り組んでいる

- 1 透明性を高めるために、事業所の活動内容を開示するなど開かれた組織となるよう取り組んでいる
- 2 ボランティア、実習生及び見学・体験する小・中学生などの受け入れ体制を整備している

2 地域の福祉ニーズにもとづき、地域貢献の取り組みをしている

- 1 地域の福祉ニーズにもとづき、事業所の機能や専門性をいかした地域貢献の取り組みをしている
- 2 事業所が地域の一員としての役割を果たすため、地域関係機関のネットワーク(事業者連絡会、施設長会など)に参画している
- 3 地域ネットワーク内での共通課題について、協働できる体制を整えて、取り組んでいる

4 リスクマネジメント

1 リスクマネジメントに計画的に取り組んでいる

1 事業所としてリスクマネジメントに取り組んでいる

- 1 事業所が目指していることの実現を阻害する恐れのあるリスク(事故、感染症、侵入、災害、経営環境の変化など)を洗い出し、どのリスクに対策を講じるかについて優先順位をつけている
- 2 優先順位の高さに応じて、リスクに対し必要な対策をとっている
- 3 災害や深刻な事故等に遭遇した場合に備え、事業継続計画(BCP)を策定している
- 4 リスクに対する必要な対策や事業継続計画について、職員、利用者、関係機関などに周知し、理解して対応できるように取り組んでいる
- 5 事故、感染症、侵入、災害などが発生したときは、要因及び対応を分析し、再発防止と対策の見直しに取り組んでいる

2 事業所の情報管理を適切に行い活用できるようにしている

1 事業所の情報管理を適切に行い活用できるようにしている

- 1 情報の収集、利用、保管、廃棄について規程・ルールを定め、職員(実習生やボランティアを含む)が理解し遵守するための取り組みを行っている
- 2 収集した情報は、必要な人が必要ときに活用できるように整理・管理している
- 3 情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス権限を設定するほか、情報漏えい防止のための対策をとっている
- 4 事業所で扱っている個人情報については、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえ、利用目的の明示及び開示請求への対応を含む規程・体制を整備している

5 職員と組織の能力向上

1 事業所が目指している経営・サービスを実現する人材の確保・育成・定着に取り組んでいる

1 事業所が目指していることの実現に必要な人材構成にしている

- 1 事業所が求める人材の確保ができるよう工夫している
- 2 事業所が求める人材、事業所の状況を踏まえ、育成や将来の人材構成を見据えた異動や配置に取り組んでいる

2 事業所の求める人材像に基づき人材育成計画を策定している

- 1 事業所が求める職責または職務内容に応じた長期的な展望(キャリアパス)が職員に分かりやすく周知されている
- 2 事業所が求める職責または職務内容に応じた長期的な展望(キャリアパス)と連動した事業所の人材育成計画を策定している

3 事業所の求める人材像を踏まえた職員の育成に取り組んでいる

- 1 勤務形態に関わらず、職員にさまざまな方法で研修等を実施している
- 2 職員一人ひとりの意向や経験等に基づき、個人別の育成(研修)計画を策定している
- 3 職員一人ひとりの育成の成果を確認し、個人別の育成(研修)計画へ反映している
- 4 指導を担当する職員に対して、自らの役割を理解してより良い指導ができるよう組織的に支援を行っている

4 職員の定着に向け、職員の意欲向上に取り組んでいる

- 1 事業所の特性を踏まえ、職員の育成・評価と処遇(賃金、昇進・昇格等)・称賛などを連動させている
- 2 就業状況(勤務時間や休暇取得、職場環境・健康・ストレスなど)を把握し、安心して働き続けられる職場づくりに取り組んでいる
- 3 職員の意識を把握し、意欲と働きがいの向上に取り組んでいる
- 4 職員間の良好な人間関係構築のための取り組みを行っている

2 組織力の向上に取り組んでいる

1 組織力の向上に向け、組織としての学びとチームワークの促進に取り組んでいる

- 1 職員一人ひとりが学んだ研修内容を、レポートや発表等を通じて共有化している
- 2 職員一人ひとりの日頃の気づきや工夫について、互いに話し合い、サービスの質の向上や業務改善に活かす仕組みを設けている
- 3 目標達成や課題解決に向けて、チームでの活動が効果的に進むよう取り組んでいる

7 事業所の重要課題に対する組織的な活動

1 事業所の重要課題に対して、目標設定・取り組み・結果の検証・次期の事業活動等への反映を行っている

- 1 事業所の理念・基本方針の実現を図る上での重要課題について、前年度具体的な目標を設定して取り組み、結果を検証して、今年度以降の改善につなげている(その1)
- 2 事業所の理念・基本方針の実現を図る上での重要課題について、前年度具体的な目標を設定して取り組み、結果を検証して、今年度以降の改善につなげている(その2)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

(平成16年3月12日／雇児発・社援発・老発第0312001号／最終改正：平成29年3月29日)

3 運営費等の使途範囲について

(2) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。

なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

① 人件費積立金

人件費の類に属する経費に係る積立金

② 施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」

(平成27年9月3日／府子本第254号・雇児発0903第6号／最終改正：平成30年4月16日)

1 委託費の使途範囲

(3) (1)に関わらず、委託費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所においては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立資産（人件費の類に属する経費にかかる積立資産）

② 修繕積立資産（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立資産）

③ 備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）

なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

(4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにおいては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等（保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分を記載すること）に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。

また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

(6) (1)に関わらず、委託費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所においては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立資産

② 保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産）

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。